

様式第2号(第11条関係)

仕様書等に対する質問・回答書		
令和7年9月22日		
商号又は名称 代 表 者		
印		
契 約 番 号	5073000122	
入 札 件 名	令和7年度 赤磐市消防本部事務用パソコン賃貸借業務（長期継続契約）	
番 号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	契約書について 賃貸借契約書は受注者の形式にて準備するものという認識で宜しいでしょうか。 貴市の様式を使用する場合、入札前までに契約書案を頂くことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 契約内容の詳細については、別途協議いたします。
2	契約書について② 上記回答において、受注者形式に条項を追加する場合、内容確認のため、追加条項をご教示いただくことは可能でしょうか。	双方協議の上、契約書を作成いたします。
3	予算削減による契約解除について 過去賃貸借契約において契約解除の事例はございますか。また、予算の減額または削減、天変地異等やむを得ない理由により契約変更が発生し、損害が生じた場合、受注者が被る被害については、別途協議いただくことは可能でしょうか。	過去に契約解除の事例はございません。 やむを得ず損害が生じた場合は別途協議いたします。
4	納入遅延について 物流遅延や半導体不足など不測の事態が発生して納期遅延となった場合、指名停止などの処分、また賠償請求や違約金請求などなく、契約期間変更などの協議に応じていただけますか。	状況により別途協議いたします。
5	特記仕様書 9 その他 物件返還について 物件引揚げの際は ・機器取外し済（離線作業なし）	お見込みのとおりです。

6	・一箇所集約 ・1 F 設置又はエレベーター使用可、搬出経路段差なし 上記条件で宜しいでしょうか。 契約保証金について 赤磐市財務規則第155条（3）に記載の通り、「過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に該当する場合は、本件の契約保証金は免除と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
令和7年9月26日 回答者 消防本部消防総務課 課長 金光 正浩		

*回答を閲覧に供するときは、質問者名を公表しない。